平成２６年（フ）第３号
鹿児島県薩摩川内市冷水町539番地２川内駐屯地、前住所熊本県水俣市中鶴266番地１
債務者　戸張　大輔
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第１１号
鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野2578番地２、前住所鹿児島県薩摩郡樋脇町市比野2510番地
債務者　奥　　毅
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第２１号
北海道小樽市新光１丁目28番516号
債務者　西村　貴子
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第７号
茨城県牛久市新地町453番地の１
債務者　田中　幸江
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第８号
茨城県牛久市栄町６丁目122番地コーポベラリー102
債務者　須摩　慎一
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１５号
茨城県牛久市南２丁目15番地１
債務者　長尾　英志
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１８号
茨城県牛久市上柏田１丁目32番地12
債務者　東條　亮一
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第２０号
茨城県守谷市本町3243番地の１　エステートピアモリヤ103
債務者　和氣村竹美
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第２９号
松江市内中原町38番地
債務者　島根　千春
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３２号
松江市浜乃木１丁目10番12号
債務者　原　　幸男
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３０号
佐賀県佐賀市末広１丁目８―17　シャトー成冨Ⅱ―１号、住民票上の住所福岡県久留米市三潴町西牟田4428番地７
債務者　本村　優太
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３７号
佐賀県佐賀市木原２丁目19番26―107号　ハッピーライトＫ棟
債務者　小島　明子
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４０号
佐賀県佐賀市天祐１丁目16番５号　メゾンドリブ105
債務者　髙田美奈香
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４４号
佐賀県佐賀市大和町大字尼寺935番地２
債務者　仁井　康博
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４９号
佐賀県佐賀市新栄東４丁目７番224号　新栄団地２棟24号
債務者　平山　里美
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１号
宮崎県延岡市北一ケ岡１丁目６番12―303号
債務者　佐藤　一城
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部